

東浦町職員自主研究グループ活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員相互の自己啓発意欲の高揚と職員の資質向上を図るため、町政に関し、勤務時間外において自主的な調査研究活動を行う職員のグループ（以下「自主研究グループ」という。）の活動に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(自主研究グループの構成)

第2条 補助の対象となる自主研究グループは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職に属する本町職員（臨時的に任用される職員その他法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。）で2人以上5人以下により結成されたものとする。この場合において、異なる所属部署から構成されるよう配慮するものとする。

2 自主研究グループは、必要に応じて、職員以外の者で調査研究活動について見識を有するもの又は自主研究グループの活動に寄与できるもの（以下「見識者等」という。）を参加させることができる。

(自主研究グループの要件)

第3条 自主研究グループは、次の各号に掲げる事項のいずれかについて、計画的かつ継続的に調査研究活動を行うものとする。ただし、資格取得その他の個人の資質の向上に関する活動を除く。

- (1) 町の行政運営の効率化及び事務改善に関すること。
- (2) 町政の推進に寄与する施策に関すること。
- (3) 職務遂行能力の向上に関すること。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、1人につき5万円を限度額とする。

2 補助の対象となる経費は、次に掲げるものとする。ただし、第2条第2項に規定する見識者等の参加による経費及び町長が不適切と認めた経費はこの限りでない。

- (1) 図書、資料等の購入費
- (2) 講師謝礼及び実費弁償
- (3) 前2号に掲げるもののほか、調査研究活動に必要な経費

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主研究グループの代表者は、東浦町職員自主研究グループ認定及び活動費補助金交付申請書（様式第1）を町長に提出するものとする。

(決定及び通知)

第6条 町長は、申請書の提出があったときは、その内容等の審査を行い、速やかに補助の可否を決定し、その結果を東浦町職員自主研究グループ認定及び活動費補助金交付・不交付決定通知書（様式第2）により、当該自主研究グループの代表者に通知するものとする。

(活動内容の変更及び中止の申請)

第7条 自主研究グループの代表者は、活動内容の変更又は中止をしようとするときは、あらかじめ東浦町職員自主研究活動変更・中止承認申請書(様式第3)を町長に提出しなければならない。ただし、活動内容の変更の場合にあつて、あらかじめ同申請書を提出することができない合理的な理由があるときには、事後に提出することができる。この場合においては、活動内容の変更後、速やかに提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、活動内容を変更する場合にあつて、研究及びテーマに変更がなく、かつ、前条で町長が決定した補助金額が変更とならないときには、その申請を省略することができる。

(活動内容の変更及び中止の申請に対する決定)

第8条 町長は、前条第1項に規定する申請書を收受した時は、当該申請の内容を審査し、その審査結果について速やかに東浦町自主研究活動変更・中止決定通知書(様式第4)により自主研究グループの代表者に通知するものとする。

(調査研究活動の運営)

第9条 自主研究グループの調査研究活動の運営は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 調査研究活動期間は、原則として当該年度内とし、3か月以上継続して実施されるものであること。
- (2) 町長は、自主研究グループがやむを得ず勤務時間内に調査研究活動を行うときに限り、東浦町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和27年東浦町条例第38号)第2条第1項第1号の規定により、調査研究活動期間中3日を限度として、職務に専念する義務を免除することができる。
- (3) 調査研究活動は、町長の許可を得て庁舎を使用することができる。この場合において、東浦町庁舎管理規則(昭和59年東浦町規則第3号)を遵守するほか庁舎の保全について万全の注意を払わなければならない。
- (4) この要綱による調査研究活動で、本町職員1人が所属できる自主研究グループは、1グループとする。

(活動実績報告)

第10条 自主研究グループの代表者は、調査研究が終了したときは、当該調査研究終了後1か月以内に次の各号に掲げる書類を添えて、東浦町職員自主研究グループ活動実績報告書(様式第5)を町長に提出しなければならない。

- (1) 活動成果が分かる書類又は電子媒体
- (2) 補助金の申請を行い、第6条又は第7条に規定する補助金額の決定通知を受けている自主研究グループにあつては補助対象経費に係る領収書等
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 町長は、前条に規定する報告書を收受した時は、報告書及び添付書類等に不備がないことを確認しなければならない。

2 前条第2号に該当する自主研究グループについては、前項に規定する確認の後、交付すべき補助金の額を確定し、東浦町自主研究活動に係る補助額確定通知書（様式第6）により自主研究グループ代表者宛に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条第2項に規定する確定通知書を受け取った代表者は、東浦町職員自主研究グループ活動費補助金請求書（様式第7）により町長に補助金の請求をしなければならない。

（補助金の交付）

第13条 町長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（報告会の開催）

第14条 自主研究グループは、町長が必要と認めたときは、職員等に対し、必要に応じ報告会を開くものとする。

2 町長は、前項による報告会及び報告書の職員への公開など、研究結果を活用するよう努めるものとする。

（認定の取消し及び返還）

第15条 町長は、自主研究グループが次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消し、補助金の全部又は一部を交付しないことができる。

（1）調査研究活動を中止し、又は行わなかったとき。

（2）前条に規定する東浦町職員自主研究グループ活動実績報告書を提出しなかったとき。

（3）調査研究活動内容において、虚偽の内容に基づく申請であったことを確知したとき。

2 町長は、前項に基づく取消しを行った場合、東浦町職員自主研究グループ認定取消通知書（様式第8）により自主研究グループの代表者に通知し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 町長は、補助金の支給を受けた自主研究グループの構成員が、支給された日の属する年度の3月31日から起算して5年以内に職員としての身分を失ったとき（定年退職により身分を失ったときを除く。）は、自主研究グループの代表者に対し、当該身分を失った職員分の補助金の返還を求めることができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、この要綱による改正後の東浦町職員自

主研究グループ活動費補助金交付要綱第15条第3項の規定は、令和2年4月1日以後に申請があった補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第5条関係）

年 月 日

東浦町長

申請者
 自主研究グループ名
 代表者

東浦町職員自主研究グループ認定及び活動費補助金交付申請書

東浦町職員自主研究グループ活動費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり申請します。

自主研究グループ名			
研究活動テーマ			
結成年月日	年 月 日	構成人数	人
研究活動期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
構成員欄	所 属	役職	氏 名
			印
			印
			印
			印
			印
補助金交付申請額		円	
調査研究活動計画概要			

(注) 経路、宿泊（連絡先）、経費等詳しい説明書類を別に添付すること。

様式第2（第6条関係）

年 月 日

自主研究グループ名

代表者 様

東浦町長

東浦町職員自主研究グループ認定及び活動費補助金交付・不交付決定通知書

東浦町職員自主研究グループ活動費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 自主研究グループ認定 交付 ・ 不交付
- 2 補助金交付決定額 金 円

様式第3（第7条関係）

年 月 日

東浦町長

申請者
自主研究グループ名
代表者

東浦町職員自主研究活動変更・中止承認申請書

年 月 日付け第 号により自主研究グループ認定及び活動費補助金交付決定を受けました変更・中止をしたいので、東浦町職員自主研究グループ活動費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 変更又は中止の理由

2 変更内容

変 更 前	変 更 後

3 活動中止の時期

年 月 日

様式第4（第8条関係）

年 月 日

自主研究グループ名

代表者 様

東浦町長

東浦町職員自主研究活動変更・中止決定通知書

年 月 日付け変更・中止に係る申請について、東浦町職員自主研究グループ活動費補助金交付要綱第8条の規定に基づき審査を行った結果、次のとおり変更・中止を決定したので、同条の規定により通知します。

様式第5（第10条関係）

年 月 日

東浦町長

自主研究グループ名
代表者

東浦町職員自主研究グループ活動実績報告書

東浦町職員自主研究グループ活動費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり報告します。

調査研究活動 テーマ	
調査研究活動期間	月 日 ～ 月 日
調査研究活動経過	
調査研究活動 成果	
調査研究活動 に要した経費	

- (注) 1 記載できないときは、別紙等を作成すること。
2 資料等があれば添付すること。
3 調査研究活動に要した経費については、当該経費の内訳が分かる領収等を添付すること。

様式第6（第11条関係）

年 月 日

自主研究グループ名

代表者 様

東浦町長

東浦町自主研究活動に係る補助額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった自主研究活動費補助金の交付について、東浦町自主研究グループ活動費補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき報告書等を確認した結果、自主研究活動に係る補助金の額を次のとおり確定したので、同条第2項の規定により通知します。

補助金交付に係る確定額 金 円

様式第7（第12条関係）

年 月 日

東浦町職員自主研究グループ活動費補助金請求書

東浦町長

自主研究グループ

代表者

金額

円

自主研究グループ活動費補助金として上記のとおり請求します。

振込先金融機関	
預金の種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

様式第8（第15条関係）

年 月 日

自主研究グループ名

代表者 様

東浦町長

東浦町職員自主研究グループ認定取消通知書

年 月 日付け第 号で通知した決定について、取消の決定を行いましたので、東浦町職員自主研究グループ活動費補助金交付要綱第15条の規定により、通知します。

- 1 取消決定の対象 決定額の 円を取り消す。
- 2 取消決定の根拠
第15条 第1号に該当
第2号に該当
第3号に該当

- 3 既に補助金を交付している場合の返還について

年 月 日までに 円を返還すること。